

2011年度(平成23年度)日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項
ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生(法律コース)

I 制度の概要

1. 目的

ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)は、アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、日本に対する知識と理解を深めることを通じて、世界各国指導者層の間にネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することを目的とするもので、日本政府(文部科学省)の国費外国人留学生制度のひとつである。

2. 対象国・対象者

以下の各国の、将来のナショナル・リーダーとして活躍が期待されている若手の法律家等

対象国：中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、モンゴル、シンガポール、インド、南アフリカ、トルコ(以上15ヶ国)

3. 受入れ大学

九州大学大学院法学府

4. 受入れ人数

最大20名程度

5. 募集・選考

(1) 募集方法

対象国の推薦機関を通じて実施

(具体的には各国の日本国大使館において確認のこと)

(2) 選考手順

① 推薦機関による候補者の募集・選考・推薦

② 受入れ大学による第1次選考

③ 文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による第2次選考及び候補者決定

6. カリキュラムの内容(カリキュラムの概要については別紙参照)

(1) 基本的考え方

各分野のナショナル・リーダー育成に相応しいものとし、欧米及びアジア諸国とも深い交流のある日本の優位性を利用して、特別講義、インターンシップ等多彩な活動を通して人的ネットワークを創造する。

(2) 修学期間・学位

修学期間は原則1年とし、受入れ大学より「修士(法学)」の学位を授与

(3) 使用言語

全講義、英語のみ使用

7. 受入れ時期

2011年10月

II 募集要項

日本政府文部科学省は、2011年度日本政府（文部科学省）奨学金により、日本の大学においてヤング・リーダーズ・プログラム留学生（法律コース）として研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

記

1. 募集分野

法律コース

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国 籍：対象国の国籍を有する者。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。
- (2) 年 齢：2011年10月1日現在で原則として満40歳未満の者（1971年10月2日以降に出生した者。）。
- (3) 学 歴：大学卒業者で、大学を優秀な成績で卒業した者。
- (4) 英語能力等：原則としてTOEFL(ペーパーベース)550点、TOEFL-CBT213点又はTOEFL-iBT79-80点以上
- (5) 職 歴：母国の行政機関及び企業等において最低4年以上の法律の実務経験のある者。
職業経験は、常勤で大学卒業以降のものとする。
- (6) 健 康：心身ともに健康である者。
- (7) 査 証 取 得：渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。また、採用された者が、例外的に、採用前に「留学」以外の在留資格で日本に在留し日本国内で資格変更する場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」とする必要があるので留意すること。（本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者についても、在留資格変更時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので留意すること。）
- (8) そ の 他：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
 - ① 奨学金支給開始において、現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
 - ③ 既に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者及び自国における申請時から奨学金支給期間開始時までに私費外国人留学生として本邦大学に在籍、または在籍予定の者。

3. 奨学金支給期間

2011年10月から2012年9月までの1年間

4. 奨学金等

- (1) 奨 学 金：月額258,000円（2010年度実績額。変更の可能性あり。）を支給する。ただし、留学生が大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。
なお、次の場合には、奨学金の支給を取り止める。また、これに該当するにも関わらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
 - ① 申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ② 文部科学大臣への誓約書に違反したとき。
 - ③ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。

- ④ 出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑤ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑥ 派遣国政府・機関の要請があるとき。

(2) 旅 費

- ① 渡日旅費：文部科学省は、旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地の最寄りの国際空港から福岡空港までの下級航空券を交付する。
なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は留学生の自己負担とする。（「留学生の居住地」は、原則として申請書に記載された現住所とする。）また、国籍国以外からの航空券は支給しない。
- ② 帰国旅費：奨学金支給期間終了後、所定の期日までに帰国する留学生に対しては、本人の申請に基づき、福岡空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

（注）渡日及び帰国旅行の際の保険金は、留学生の自己負担とする。また、出発及び到着空港は留学生が国籍を有する国の空港に限る。

(3) 授業料等：大学における入学検定料、入学金及び授業料は日本政府が負担する。

(4) 宿 舎：

留学生は、希望すれば九州大学国際交流会館に入居することができる。
ただし、居室数に限りがあり、採用された留学生でも入居できない場合がある。

5. 選考

- (1) それぞれの国において指定された推薦機関による推薦を受けて、各受入れ大学が申請書類、面接及び小論文等に基づくテストにより第1次選考を行う。ただし、応募者の出身国での面接が困難である場合には、電話又はインターネットによるインタビューにより行うものとする。
- (2) この第1次選考に合格した候補者について、文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会で第2次選考を行い、本プログラムの留学生として決定する。

6. 大学における研究指導

大学における講義・実習等の指導は原則としてすべて英語で行われる。

7. 応募手続

応募者は推薦機関に対し、下記の書類をその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

- (1) 申請書（所定の用紙による）……………正本1通 写し4通
(写真はコピー不可)
- (2) 写真（最近6か月以内に撮影のもの、6×4cm
……………5葉（各申請書に貼付）
- (3) 最終出身大学全学年成績証明書（出身大学発行のもの）……………正本1通 写し4通
- (4) 推薦機関の推薦状……………正本1通 写し4通
- (5) 勤務先上司又は出身大学の指導教員の二通の推薦状（所定の様式による）
……………正本各1通 写し各4通
- (6) 健康診断書（所定の様式によるもので日本国大使館の指定する医療機関の発行したもの）……………正本1通 写し4通
- (7) 最終出身大学の卒業証明書又は学位記等の写し（又はそれらを証明したもの）
……………写し5通

- (8) 申請理由・YLP修了後の計画書……………正本1通 写し4通
- (9) 本国の戸籍抄本、パスポート（写し）又は市民籍の証明書……………写し5通
- (10) 英語能力証明書（TOEFLのスコア又はそれに相当する英語能力を有していることの証明書。）……………写し5通
- (11) エッセイ質問に対する回答……………正本1通 写し4通
- (12) その他の注意事項
 - ① 提出書類は全て規格をA4に統一することとし、タイプを用いて書くこと。
 - ② これらの書類は、英語により作成すること。推薦状に関しても必要であれば英語訳を付すこと。
 - ③ 勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状については、別の推薦者2名に書いていただくこと。少なくとも1通、あるいは2通とも仕事上の直属の上司が望ましい。
 - ④ 申請理由・YLP修了後の計画書については、選考の重要な参考となるので、本プログラムに何を期待するか、将来長期的又は短期的にどのような仕事がしたいと考えるか、などについてできるだけ詳細に3頁程度の小論文を提出すること。
 - ⑤ これらの申請書が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しない。

8. 注意事項

- (1) この要項に記載してある事項についての不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、日本国大使館に照会すること。
- (2) 渡日に先立ち、日常生活に必要な日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくことが望ましい。
- (3) 渡日後、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を約1,500アメリカドル程度を用意することが望ましい。

ヤング・リーダーズ・プログラム（法律コース） カリキュラム・ガイドライン

I 概要

ヤング・リーダーズ・プログラム法律コースは、国際経済・ビジネス法を中心に展開している。本プログラムは、現代の国際貿易や商取引の広範囲にわたる法律事項について、理論と実践の両面から学べるように組まれている。本プログラムは、ますますグローバルなものとなっていくビジネス環境において、法律関係のキャリアを目指す学生たちに必要とされる多様な知的スキルを提供することを目的としている。

II 対象者

1年間での修士（法学）号の取得を目指すコースであることからして、高等教育機関の法学部、それに類する学部、あるいは大学院において、既に法学の勉学を終えている者、あるいは官庁や企業等で法学の実務（立法実務、法務部での実務等）に一定期間（原則として4年以上）携わっている者を対象とする。法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）も排除しない。

III 授業科目

ヤング・リーダーズ・プログラムの枠組みの中で提供される講義は四つのテーマに分かれている。それらの四つのテーマは国際経済・ビジネス法の主要側面を中心に展開している。下記のリストは近年提供された講義の代表的なリストである。なお、下記のリストは変更される場合がある。

(1) Global Governance and Corporations

- International Business Law
- Foreign Direct Investment Law
- Law of GATT/WTO
- International Economic and Institutional Law
- International Maritime Law
- International Law in East Asia
- EU Law & International Trade
- Corporate & “White Collar” Crime

(2) Economic and Business Law in Asia

- Corporate Social Responsibility in Labor and International Law
- Competition Law in Japan & Asia
- International Taxation
- Bankruptcy Law in Asia
- Asian Tax Law
- Japanese Corporate Law
- Business Law Japanese

(3) Innovation and the Law

- Cultural Diversity and the Law
- Information Transactions in a Digital Age
- Intellectual Property in a Globalized World
- Bioethics and the Law
- E-Commerce and the Law

(4) Fundamental Perspectives on Economic and Business Law

- Conflict Management and Mediation Training
- Roman Law and Comparative Legal History
- Worldwide Perspectives on Trust Law

最新のカリキュラムはホームページを参照: <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/>
なお、講義に加え、上記四つのテーマの内一つ選択し、関連する問題についての修士論文（最低50頁）を執筆すること。

IV. インターンシップ

2週間程度（2月～3月頃に実施）福岡の法律事務所に1名ずつYLP留学生在が派遣され、実際に弁護士業務を体験する。期間中、法廷傍聴やその他の司法関係機関の視察、クライアントとの相談への同席、現役裁判官との討論なども行われる。

また、東京の法律事務所や大企業での夏期インターンシップの機会もある。これらのインターンシップは、日本での国際交渉と弁護士実務を留学生に体験させることのできる貴重な機会となっている。

V. 福岡及び九州大学

東アジアの中心にあり、東京・上海・ソウルの間位置する福岡市は、九州最大の都市である。日本列島の主要な四島島の中で最南島の九州最大の都市である。福岡地方独自の魅力を保ちながら、繁栄している近代都市である。歴史的に博多と呼ばれ、古くからアジア諸国との主要貿易港となっており、博多の人々の精神が生き続けている。また、近年の大陸との関係強化によって、重要な地域拠点としての地位を確立している。

2006年には、『ニューズウィーク』誌 (*Newsweek*) で福岡は、活気に満ちた地域経済、優れたインフラ整備、アジア諸国へ近いこと、またそれらの国々への開けた環境などを主な要因とし、世界の「最もホットな10都市」に選出された。なお、2008年には、『ファイナンシャル・タイムズ』紙 (*Financial Times*) は、福岡を世界で17番目に住みやすい都市として評価する世界都市調査を発表し、福岡の商業地区を特に賞賛している。

九州大学は九州最大の大学であり、日本有数の名門国立大学の一つである。1911年に設立された7校の旧制帝国大学の一つで、現在も引き続き卓越した学術教育拠点となっている。九州大学大学院は、やる気のある学生に、日本で最も急速に成長している都市の一つである福岡で楽しみながら、常に発展する学術環境の中で研究を行う機会を提供している。

さらに、在留外国人にとって特筆すべきことは、福岡の人々である。日本の中でも親しみやすいことで有名な福岡の人々は、古くから外国からの客人と良好な関係を築いてきた。人口170万の福岡で暮らす外国人は、快適で刺激的な生活を送っている。

VI. 詳細に関するホームページ

ヤング・リーダーズ・プログラムの詳細は、<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/program/sinenglish/> を参照のこと。

九州大学の詳細は、<http://www.kyushu-u.ac.jp/> を参照のこと。